



別記様式第5号（第15条関係）

佐野市指令環政第39号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県館林市美園町26番地14

氏名 有限会社 星山商店

代表取締役 星山 高德

令和5年6月7日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年6月12日

佐野市長 金子 裕



許可の年月日	令和5年7月1日	
許可の有効期限	令和7年6月30日	
事業の 範囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ
	収集・運搬の 区分	収集・運搬
許可区域	佐野市の区域とする。	
許可条件	1. 条例・規則等の法令を遵守すること。 2. 市外で発生したごみ・処理困難物・産業廃棄物は市の施設に持ち込まないこと。 3. 佐野地域で発生したごみは、みかもクリーンセンターへ、田沼・葛生地域で発生したごみは、葛生清掃センターへ搬入すること。 4. 許可車両以外での収集を行わないこと。	